

一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟

個人登録会員規定

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規定は、一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟（以下「本連盟」という）の加盟団体に所属しない個人で、本連盟の目的に賛同して登録を希望する者に関する事項を定める。

（名称）

第 2 条 本規定により、本連盟に登録した者を「一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟個人登録会員」（以下「個人登録会員」）という。

第 2 章 使命および権限

（使命）

第 3 条 個人登録会員は、本連盟の規程等を遵守するとともに、本連盟所属会員相互の連携をはかり、登山技術の研究研鑽に努めて、安全で環境に配慮した登山文化の健全な発展、山岳スポーツの普及振興に寄与する使命を負う。

2 本連盟の諸活動に積極的に参加・協力を行い、他の会員とも親交を図ること。

（権限）

第 4 条 個人登録会員は以下の権限を有する。

- ① 本連盟が開催する事業へ参加すること。
- ② 本連盟が定める諸資格を取得保持すること。
- ③ 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「JMSCA」)が開催する事業へ本連盟加盟会員として参加すること。
- ④ JMSCA が定める諸資格を本連盟加盟会員として取得保持すること。
- ⑤ 個人登録会員は、本連盟が定める役員に就任出来ない。
- ⑥ 個人登録会員は、本連盟の代表として JMSCA, 他上部団体, 関係団体の役員に就任出来ない。

第 4 章 加入及び登録

（加入）

第 5 条 加入希望者は、個人登録申請書を専務理事宛に提出し、理事会の承認を得なければ
ならない。

2 承認を受けた者は、所定の加入金及び個人登録料（年会費）を納入すること。

（登録）

第 6 条 事務局長は、前条で承認された者を、個人登録会員として登録する。

2 個人登録会員の登録は、年度を超えて継続（更新）とする。

3 個人登録会員で登録事項に変更が生じた場合は、速やかにその内容を書面にて本連盟に提出するものとする。

（年会費の納入）

第 7 条 個人登録会員は、定款第 8 条に基づき、別に定める個人登録料（年会費）を毎年度
5 月末までに納入するものとする。

（退会）

第 8 条 本連盟の退会を希望する個人登録会員は、退会届を提出するものとする。

2 退会届を受理した事務局長は登録を抹消し、その結果を直近の理事会に報告するものとする。

（除名）

第 9 条 個人登録会員で、次の各号に該当するものは、理事会の決議を経て除名させることができる。

- ① 本連盟の規約に著しく逸脱した場合。
- ② 本連盟の名誉を著しく毀損した場合。
- ③ 本連盟の諸活動への参加、協力を行わない場合。
- ④ 年会費を 1 カ年以上滞納した場合。

第 5 章 補則

（改 廃）

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、本連盟の設立の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和 年 月 日から施行する。